

第四百七十七回国 参議院財政・金融委員会會議録第二十一号

平成十二年五月三十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十五日

世耕 弘成君
中島 啓雄君

補欠選任
佐藤 昭郎君
坂野 重信君

五月二十六日

世耕 弘成君
中島 啓雄君
坂野 重信君
日山 英輔君
三野 榮子君

補欠選任
世耕 弘成君
河本 英典君
中島 啓雄君
尾上 貞雄君

五月二十九日

尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君

補欠選任
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君

五月三十日

尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君

補欠選任
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君
尾上 貞雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岩井 國臣君
中島 眞人君
寺崎 昭久君
海野 義孝君
池田 幹幸君
岩城 光英君

平田 健二君
岩井 國臣君
中島 眞人君
寺崎 昭久君
海野 義孝君
池田 幹幸君
岩城 光英君

委員

岩城 光英君

岩城 光英君

衆議院議員

大蔵委員長代理

大蔵大臣

大蔵次官

政務次官

事務局長

政府参考人

金融監督庁検査部長

金融監督庁監督部長

経済企画庁経済研究所長

河本 英典君
世耕 弘成君
中島 啓雄君
仲道 俊哉君
林 芳正君
星野 朋市君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
久保 亘君
浜田卓二郎君
笠井 亮君
三野 榮子君
椎名 素夫君
石井 啓一君
宮澤 喜一君
谷垣 禎一君
林 芳正君
村井 仁君
小池百合子君
吉田 成宣君
五味 廣文君
乾 文男君
貞広 彰君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十六日、齊藤滋宣君が委員を辞任され、その補欠として河本英典君が選任されました。また、昨二十九日、片山虎之助君が委員を辞任され、その補欠として仲道俊哉君が選任されました。

また、本日、日出英輔君及び櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として岩城光英君及び浅尾慶一郎君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に金融監督庁検査部長五味廣文君、金融監督庁監督部長乾文男君及び経済企画庁経済研究所長貞広彰君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院大蔵委員長代理石井啓一君から趣旨説明を聴取いたします。石井啓一君。

○衆議院議員(石井啓一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院大蔵委員長代理石井啓一君から趣旨説明を聴取いたします。石井啓一君。

○衆議院議員(石井啓一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、去る五月二十三日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものでありまして、最近における日賦貸金業者の業務の運営の実情にかんがみ、資金需要者等の利益の保護を図るため、次の措置を講じようとするものであります。

すなわち、日賦貸金業者に係る出資法の特例金利を現行の年一〇・五％から年五・四・七五％に引き下げるとともに、日賦貸金業者がみずから集金する方法により返済金を取り立てなければならぬ日数を返済期間の百分の五十以上とすることとし、また日賦貸金業者が営業所または事務所に掲示すべき事項、貸し付け条件の広告をする場合において表示すべき事項及び貸し付けの契約に際して交付すべき書面の記載事項に、みずから日賦貸金業者である旨、出資法一部改正法附則で定められた業務の方法等を追加することとしたしております。

以上が本案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました日賦貸金業者に対する出資法の制限金利の引き下げに

ついて質問をさせていただきたいと思ひます。

現在、日賦貸金業者あるいは消費者金融業者に係るさまざまな問題の根本は、私は本来、金融機関がもつと元気であればもう少し消費者金融あるいはそういったところにも場合によっては入っている、あるいは今度創意工夫で入っていった方がいいのではないかと思ふんですが、まだその元気がないのではないかと思つておりますので、その大きな話から伺わせていただきたいと思います。

冒頭、先般可決いたしました預金保険法改正案について若干質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、大蔵省に伺いますが、今度の預金保険法あるいは現行においてもそうだと思いますが、いわゆる借名口座、本名でない口座について、これが預金保険法上の対象預金となるかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○政務次官(林芳正君) 今、委員が御指摘になりましたように、いわゆる借名口座預金につきましては預金保険の対象とはなっておりませんで、これは今回の改正後も同様でございます。

ただ、現在は特例期間中で、委員も御承知のように預金等全額保護ということでありますから、結果的に負債の中に入ることと保護されているという状況でございます。

○浅尾慶一郎君 それでは、引き続き伺わせていただきます。

これはむしろ監督庁ということになるのかもしませんが、現行の破綻金融機関におきまして仮に本名でない口座を見つけた場合には、今お答えいただいたようにそれも保護されると考えてよろしいのでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 大蔵政務次官からお答えがございましたように、今は全額保護ということで保護の対象になっているわけですが、当然、検査においては借名口座預金について、これは金融機関に対して現在我々が特に観点を置いておりますのはマネーロンダリングといった観点

から防止しなきゃならない、それで本人確認を徹底することを求めているというところがわかった場合にはその金融機関に対して指摘をするということにしております。

○浅尾慶一郎君 仮に幾つかの破綻した金融機関において明らかに借名口座であるというようなものが見つかった場合の対応はいかがされておるのでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 制度の問題でございますので私の方から答弁させていただきます。

仮に借名口座預金があったらという扱いになるのかということでございますが、一定限度、現行一千万円でございますけれども、金融システムの破綻処理をこの制度で行いますためには、金融機関の預金者等の名寄せを行うということをやめるわけでございますが、この名寄せ作業のチェックの時点で借名口座預金が発見された場合にはこの預金は付保対象から排除されるということになるわけでございまして、保険金支払いの場合には保険金が支払われない、資金援助の場合はペイオフコストの計算から除外される、こういう扱いになっております。

○浅尾慶一郎君 今のは、全額保護されている現行においても借名口座があった場合は保護されないという理解でよろしいのでしょうか。

○政務次官(林芳正君) これは制度の原則でございますが、最初に申し上げましたように、負債に入っておりますので、結果として負債の中に入っておりますという扱いになるということでございます。

○浅尾慶一郎君 そうすると、現行は仮に見つけられても保護されてしまうということになってしまふという理解でよろしいのでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 全額保護という観点でそういうふうには扱われているということでございます。

○浅尾慶一郎君 それでは、この問題はそれぐらゐにさせていただいて、日賦貸金業者について伺

わせていただきたいと思います。まず現状の日賦貸金業者の実態について金融監督庁としていかが考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

実は私も何人かの弁護士の方とお話をさせていただく中で、地域的に言いますと特に九州にこういった業者の方が多いようでございますが、例えば神奈川県の方でも電話をすれば九州の方から簡単に五十万円ぐらいは送金されてくるというような話が幾つか弁護士の方が扱ったケースであるということなんです。これは明らかに本来想定しておられます日賦貸金業者の営業方法とは違うのではないかなと思ふんですが、現状、金融監督庁としてどういう実態にあるという認識を持っておりますでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) ことしの三月の初めに、金融監督庁から、都道府県、財務局に対して貸金業規制法等に基づいてきちつと対応するようというふうな指示を出しまして、その中で、監督態勢の強化とか、それから日賦貸金業者に関する情報の把握にもつと努めなさいとか、あるいは出資法違反を含め債務者等からの法令違反や苦情等の申し出に対する的確な取り扱いを徹底してください、あるいは出資法の規定が遵守されていないと疑われる場合には警察当局へ情報提供をしてください、あるいは財務局、都道府県、それから警察当局の一層の連携を図る観点から協議の機会を速やかに設けてほしいというようなことを指示いたしました。

今おっしゃいましたように、本来貸してはいけないところに貸しているというふうな事例につきましては、いろいろ財務局等に寄せられた苦情などから把握している感がございますが、貸し付けの対象にならないサラリーマンとか主婦に対して融資の勧誘とか貸し付けを行っているということがあるなどという感を持っています。さらにこういうところは適切に把握をしていくように我々も努めたいと思っております。

○浅尾慶一郎君 具体的に監督庁として、日賦貸

金業者の営業に関して、財務局で情報を集めるといふこと以外にどのような調査をされておるのかということ、仮に今申し上げたように県をまたいで広域的な、しかも電話での営業というのは恐らく想定外ということになるんじゃないかと思ひますが、二点目は、そういった業者を見つけた場合の対応はどういうふうになされておるのでしょうか。

○政府参考人(乾文男君) お答えいたします。

日賦貸金業者の実態でございますけれども、十二年三月末時点で二千四百九十七業者ということでございます。この業者数につきましては、県をまたがるものは財務局、それから県内で活動するものは都道府県ということになっておるわけでございまして、その数については報告を受けているところでございます。

財務局所管業者につきましては、財務局におきまして法令を逸脱することがないよう適切な監督に努めているということでございます。

また、都道府県所管の日賦貸金業者につきましては、地方分権法の施行に伴いまして都道府県の貸金業に係る業務が自治事務に移行されたわけでございまして、これも私もいろいろ連絡をとりまして、都道府県におきまして国同様適切な監督が行われているものというふうな承知をしているわけでございます。

○浅尾慶一郎君 具体的にお伺いいたしますが、先ほど谷垣委員長の方からもお言葉をいただいた中で、本来貸してはいけないサラリーマンであるとかそういうふうな方にも貸している例が幾つかあるということなんです。そういう行為が規制違反に關して違反事例を見つけた場合の監督処分の例というのは、具体的な件数等がありますでしょうか。

○政務次官(村井仁君) ただいま御指摘の点でございますけれども、個別の事業者が出資法や貸金業規制法の取り立て規制等の行為規制違反の疑いがあります場合には、説明やその報告を求めるなどによりまして事実関係を調べまして、法令違反の事実が確認される場合は厳正に対処していると

いうことはるる申し上げているところでございます。

現実にはたまたま御指摘のような事例というのをいろいろ調べてみても、私どもは捜査権限を持っていますけれども、なかなか明瞭な例が出てきませんが、既往の事例すべてを承知しているわけではございませんけれども、県所管の日賦貸金業者で出資法改正法附則第九項第一号に違反した結果、出資法五項二項違反になりまして刑事罰を受け、これを踏まえて貸金業規制法三十七条に基づいて登録の取り消し処分を行った事例というのは確かにございます。

一方、財務局所管の日賦貸金業者につきましても、こういった例があるとは現在のところ承知しておりません。

○浅尾慶一郎君　そういったしますと、県所管で一業者という理解でよろしゅうございますか。

○政務次官(村井仁君)　私どもが具体的に確認できたケースが一件ある、こういうことでございます。

○浅尾慶一郎君　先ほど乾監督部長の方から二百九十七登録業者があるという御答弁をいただきました。また谷垣委員長の方からもいろいろ具体的なケースがあるというふうにお聞きした。いたんですが、にもかかわらず実際の行為規制で処分まで至っているケースが少ない理由というのは、やはり監督の手が足りないということなのか、それとも十分な証拠がないということなのか、その辺は何かがあるのでしょうか。

○政務次官(村井仁君)　この問題は大変難しい問題でございます。違反しているのではないかと、いろいろな情報がございます。しかしながら、実際に私どもがきちんとした処分をいたしません。それはそれなりにどこから問題にされないようなきちんとした証拠を押さえて行動するということにならざるを得ないわけでございます。そのあたりのところは御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○浅尾慶一郎君　規制は基本的になくしていく方針でございます。

向という大きな流れがあると思えますが、一方で、私は社会的規制という社会的な立場上の弱者保護ということに関しては、いろいろな制度上の欠陥等あるかと思えますけれども、それはそれなりにしっかりと取り組んでいただきたいというふうにも思っております。

そこで、宮澤大蔵大臣は以前たしか当委員会において、消費者金融あるいはいわゆる一般の貸金業者、商工ローンも含めて問題になったときだと思えますが、人類の歴史上第二番目に古い職業というのでなかなか難しいというふうな御答弁をいただいたのでございます。

たしかその折に、私も実は私の出身校の大変な長老から、実際に営業活動の中において年利五〇％、日賦業者の場合は今度下げて五・四・七五、現行ですと一〇〇％を超えるわけでございますが、ほどの金利をとって本当にそんな営業が成り立つと思うかというふうに関心されて、それもそうだなというふうにも思ったことがあったわけでございます。

何を宮澤大蔵大臣に伺いたいのかといいますが、こういった業者の社会的意義と、それから実際にそこから融資を受けられる方が最後のラストリゾートとしてこういうところに行くと、多くの場合はそのまま大変厳しい状況になるのじゃないかと。必ずしも百人の方が借りに行かれたら半分もそれによつて社会的な恩恵を受けていないのではないかと。むしろ、歴史上二番目に古いからなかなか難しいとおっしゃった大蔵大臣としての社会的意義、あるいは経済的な意義について何かを考えられているかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤重一君)　私自身よく美態を存じておるわけではございませんけれども、先ほど衆議院の御提案を伺っておりました。その過程におきまして、かねていわゆる商工ローン問題がありまして、上限金利を引き下げられましたが、日賦貸金業者についても金利水準としては高過ぎるのではないかと御議論がありました。殊に九州、沖縄等々、先ほどお話しのようなトラブルのことにしても衆議院の委員会御議論があつて、結局、超党派でこの問題についての御検討が進みまして、先ほど御説明のありましたような全派御賛成のもとに御提案に至ったということでございます。また、その間、業者についても直接ヒアリングをなさつたように承っておりますが、結局、衆議院におかれまして到達された結論は、この日賦貸金業者という業態そのものの存在は事実として認めざるを得ないと申しますが、認めるべきであると、そこはニュアンスがわかりませんが、認めた上で対応を考へるということがこの際適當であろう、そういう結論に達されたものと思ひます。

したがって、そういう上で上限金利を下げられたということを拝察いたしますと、こういう業者が存在すること自身は肯定的にとらえてその上での立法をされた、こういう御判断であると思ひます。私としてもそれを尊重して考へることがいいのではないかと、自分ではよく業態を存じませんが、そういうふうにも考へております。

○浅尾慶一郎君　その社会的意義と絡む話になってまいりますけれども、当委員会においても今までのいろいろ議論をさせていただいたことの中に、いわゆる出資法上の制限金利と利息制限法上の制限金利との違い、あるいは出資法上の制限金利が、改正されて大分下がつてまいりましたけれども、まだまだ高いことによつていろいろ社会的弱者の方が苦勞をされているケースが多いのではないかというふうにも思っております。

具体的なケースで申し上げますと、先ほど大蔵大臣の方から御答弁がありました九州・沖縄地区に關して言いますと、私も熊本におりました知人から聞きましたところ、熊本県、宮崎県というのは、正確な数字はわからないんですが、全国平均の恐らく倍ぐらいの人口当たりの自己破産率を誇つておると。そのことと日賦貸金業者が多いというこの関連性はもちろんならないわけであ

りますけれども、事実としてそういうことがあるということ、あるいはまた今の日本の大変窮乏しております経済の状況からして、残念ながら自殺者が随分ふえておられる中で、多重債務の結果自殺されている方もいらっしゃるということもあるかと思ひます。

そこで、何を申し上げたいかといひますと、きょうは小池経済企画庁政務次官にもお越しいただいておりますが、利息制限法と出資法との制限金利の違いに關して、大変多くの借金を抱えて裁判所に調停を申し立てた場合、現行のほぼすべての調停において利息制限法の金利に繰り戻して債権債務関係を確定しているというのが判例あるいは実務において行われているようであります。実は再三そのことについて当委員会においても指摘をさせていただいて、前の越智再生委員長からも勉強させていただくというふうな御答弁もいただきました。

経済企画庁とやっておられるということなんですが、きょうここに「ハンドブック消費者」というものを持つてこさせてくださいました。私も読んでみましたが、これだけ厚い本の中に一ページのみのことについて書いてあるわけでありまして、しかもすごく書き方がわかりにくいような気がいたします。

インターネットで消費者金融あるいは利息制限法というのを引きましたところ、ある司法書士さんがつくられたホームページで、いつつくられたかちよつとわかりませんが、ヒット件数でいうと既に二万四千ぐらゐのヒット数があつて、そこには非常に懇切丁寧に、要するに通例は利息制限法以上のものに關してはもう払わなくていい、だから自己破産を申請する前にもしたたらあなはもう全部払つちやつていられるかもしれないよというふうなことが書いてあるわけでありまして、そのことを仮に知つていれば、自己破産を申請しなくてももうそれで債務免除になるケースが実はあるわけでありまして、私は、経済企画庁としても、消費者教育ということに關してぜひ金融

監督庁あるいは再生委員会とタイアップをしていただいて、もう少しわかりやすく教育をしていただけないかなと思つて指摘をさせていただいておるわけですが、まず今後どういう形でプランがあるか、ちよつとお答えいただけますでしょうか。

○政務次官(小池百合子君) 今、実際に手にとつて御説明、御紹介いただきましたこの「ハンドブック消費者」でございますけれども、こちらの方でも実際取り上げさせていただいております。わずかにページというところをおつしやいましたけれども、消費者行政は大変幅が広いございまして、全部をカバーしているとますます重たい本になつて、かえつて読まれなくなるといふようなこともございまして。その意味で、こちらの方ではしっかりと取り上げさせていただいてと認識をいたしております。

それから、御指摘のありましたホームページでございますけれども、これは「消費者の窓」といふのが経済企画庁のホームページのインデックスの中に入つておまして、この中を拡充する予定でございます。

今、御指摘がありましたように、わかりやすく読みやすいような情報提供を心がけてまいりたいと思つております。

○浅尾慶一郎君 それでは、中身についても、これは金融監督庁と経済企画庁それぞれに何わせていたいただきたいんですが、この「ハンドブック消費者」の記載では、そのまま読みますと、「利息制限法」によれば民事上無効であるが、出資法には違反せず、債務者が任意に支払った場合には有効とみなされる場合がある範囲」と書いてあるんです。

「場合がある範囲」、これを読んでも、どの場合に当たるのか消費者はわからないのではないかなと思ひまして、実際の今の裁判実務においては、先ほど申し上げましたように、調停になつた場合はほぼ一〇〇%利息制限法の金利に繰り戻して、そしてあなたの今の債務はこれぐらいですよとい

うことで調停を裁判所でやつておるわけですから、ぜひそこをわかりやすく書いていただけないでしょうか。

○政務次官(小池百合子君) 消費者の立場に立つて、わかりやすい説明をしていきたいと思つております。

○浅尾慶一郎君 経済企画庁は幅が広いということになろうかと思いますが、これを読みますと、問い合わせ先は経済企画庁ではなくて金融監督庁監督銀行監督課金融会社室と大蔵省金融企画局信用課ということ、問い合わせ先はいずれも金融監督庁ないは大蔵省でございますので、所管としても少しわかりやすく取り扱うことに関しまして、いかがでございますでしょうか。

○政務次官(村井仁君) これは以前、越智前金融再生委員長からも御答弁の中で申し上げたこととございまして、いわゆる今の浅尾委員御指摘の差異でございますが、このところが無効であるといふことを知りながら債務者が、その契約者が任意に支払つた、こういうことを貸金業者が主張するといふことになりまして、これまたちよつと法律的にはややこしいことになりかねない。そのあたり微妙な問題があるわけでございますけれども、大変大事な御指摘でございますので、私も検討いたします。経済企画庁とよく相談をいたしまして、消費者といふか弱者の立場が害されないように、どういった表現が最もよろしいか、精いっぱい工夫をしてみたいと考えています。

○浅尾慶一郎君 そこで、一つお願い、御要望があるんですが、経済企画庁とあわせて、先ほど申し上げましたように、今の裁判実務、調停に行つた場合にはほぼ一〇〇%利息制限法の民事上の金利に引き直して債権債務関係を確定しておる、要するに調停に行くといふことは任意に払わないことと同値といふことなんだと思ひますけれども、その部分も確認をさせていただいて、これは明らかに弱者なんだと思ふんですね、法は知っていないなきやいけないという前提でございますが、

知らないといふことによる損失を防ぐといふのも、これは考え方もしませんが、行政としてとるべきことなのではないかなと思つておりますので、ぜひ経済企画庁だけではなくて裁判所等とも御検討いただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○政務次官(村井仁君) この辺は、裁判所と申しますより、私どもとしましては法務省とよく相談をさせていただきまして、どこまでそのような司法上の実例といふものを行政庁として有権的にコメントできるか、その限界といふものを十分に吟味してまいりたいと思ひます。

○浅尾慶一郎君 最後に、ちよつと時間がありますので、たまたま私の知り合いが日本に来ておつた関係で、ニューヨークの専門家の方なんです。GDPの数字について、アメリカで取り上げられた文書の中で大蔵大臣のコメントがあつて、そのことに関して彼としても日本の経済全体を考へる上でどういふものだろうかといふ話があつたもので、それから、それをちよつと大臣にお伺ひさせていただきますといふふうに思ふんです。

実はGDPの数字をとるに当たつて、金融機関の設備投資の数字が極端に下がつていたものから、悪意を持つてといふことではなくて、意識的にその数字を外したといふことが報告をされておりました。そのことは理解しますといふことなんです。英文で書いてあるものを訳しますと、大臣のコメントは、そのことは大したことではないといふか、そういうことはあるんだといふことだったんですが、その後で続けられて、こういうことたようなことは過去にも行われていたといふことをお答えになられたといふことなんです。それに関して、海外の人たちは、そうだとすると統計に対する透明性、信頼性が下がつてしまうのではないかなといふようなことを言つております。

それで、私にその人がちよつと危惧を持つて言つたのは、これから円の国際化といふことを考へた場合に、今は日本の国債はほぼ一〇〇%日本の国内で消費されているから構わないんでしょ

けれども、海外の投資家に日本の国債といふたようなものを買つていただくといふことを考へた場合にはもう少し同じルールでやられたらどうなんでしょうかといふような話がありました。

もう時間ありませんから、最後に、今まではそういうことは当然統計としてちゃんとしたものを必要なやいけなといふ観点からやられたことなのかもしませんが、海外の方にもわかりやすいいふような形にしないかと思ひますので、もし大臣として何か御所見があれば、お答えいただける部分があればお答えをいただきたいんですが。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私から申し上げることは余りありませんけれども、今おつしやいましたように、昨年の十二の四半期における金融機関の投資額をめぐつて、経済企画庁の研究所のQ&Eのときの暫定値に誤りがあるといふことに関しましてニューヨーク・タイムズの報道があり、経済企画庁は、そうしたことはもちろん故意でないことは極めて明らかでありますけれども、それを後で訂正したといふことを私は記者会見で聞かれました。私は、昔ではあるけれども五年ほどあの役所におりましたので、そういうことを故意にやるといふことはまずあり得ない、次に、暫定値を直すといふことはアメリカでもしよつちゅうやることであつて、過去にも日本にもありアメリカにもあり、そのことは少しも不思議なことではないと、こういうことを申しました。

その上で、どつちの数字が正しいかといふような質問がありましたので、統計とけんかをしても仕方がない、ユー・キャンント・ビート・ステイステイクスと言ひました。それはどうしても思ひますし、しかも御承知のように暫定値が直るといふことはもうアメリカでも常識でございますから、間違つたことを申しておるとは思ひません。そういうことでございます。

○浅尾慶一郎君 終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。

まず、提案者の石井さんにおいていたいてお
りますので、伺いたいと思います。

提案者は、本法案を提出した理由につきまし
て、衆議院におきまして、日賦貸金業者が出資法
で定められている貸付対象業者以外の者に貸し付
けを行う事例が多発しているということ、それか
ら取り立てをめぐるとラブルも発生しているなど
社会問題化していること、その背景には特例金利
一〇・九・五という高金利があること、こういっ
たことを挙げておられます。そういったことから
資金需要者の利益を保護する必要があるんだ、そ
れで提案したんだということなんですが、我が
党、日本共産党も、最大の原因がこの特例金利に
あるというふうに指摘し、衆議院におきまして
は、特例金利の廃止、せめて出資法の上限、あ
らうから実施されます二九・二の水準にまで
引き下げるべきだという法案を提出してしまし
た、残念ながら受け入れられなかったわけですけ
れども。

とりあえず上限金利五四・七五という形で衆
議院では全会一致で通されたわけなんです、こ
の五四・七五、確かに半分は引き下げられたわ
けで、方向としては改善であることは間違いない
わけなんです。ただ、現状から見ても、果たしてこ
れで目的とする利用者の保護が、日賦貸金業の利
用者の保護ができるのかどうかということでは私
は非常に心もとないというふうに考えておりま
す。

そういう点で、提案者は今度の改正でどれぐら
い問題が解決できるというふうに考えておられる
のか、伺いたいと思います。

○衆議院議員(石井啓一君) 今、御指摘がござい
ましたように、この六月から一般の貸金業者の金
利が二九・二に引き下がるという中にあるいま
して、日賦貸金業者の現行の金利が非常に高過ぎ
る、こういう批判もございましたし、また九州や
沖縄を中心としてトラブルが発生しているといっ
た状況を踏まえまして、与党内の議論の中で、ま
た与野党間でさまざまに議論をさせていただいた

中におきまして、先日の大蔵委員会において全会
派一致で本法律案が提出されたところでございま
す。

これは、現行の特例金利を一〇・九・五から五
四・七五に大幅に引き下げると同時に、日賦貸
金業者に対する行為規制、貸し付け条件の揭示、
ボスターやビラ等の広告、それから契約締結時に
交付する書面、ここにも日賦貸金業者である旨等
についてきちんと記載する、掲載する、こういう
ことについて強化するなど、日賦貸金業者に係る
問題について必要な対策を取り込んだところでご
ざいます。

また、衆議院の大蔵委員会におきましては、政
府に對しまして、日賦貸金業者に對し出資法の規
定の厳守について指導監督すること等を決議とい
う形で申し入れておりました、こうした措置と相
まってトラブルは相当改善できるのではないかと
、こういうふうな期待をしておるところでござ
います。

○池田幹幸君 日賦貸金業者の実態について監督
庁から資料をいただいたんですけれども、それを
見ますと、登録業者数、いわゆる一般の貸金業者の
登録業者数がこの三年間かなり減ってきておりま
す。それに比べて日賦貸金業者は逆にふえており
ます。この三年間で一般の貸金業者の登録業者数は
三万一千六百六十八から二万九千七百五、千九百
六十三業者が減っているんですね、マイナス
六。それに比べて日賦貸金業者は千八百四
十七から先ほどお話のあった二千四百九十七にふ
えております。六百五十社ふえて三五の増とい
うことになっているんですね。非常な急増だと思
います。こういった急増の原因、これは一体どこ
にあるというふうにお考えでしょうか、提案者に
簡単に回答をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(石井啓一君) 御指摘のとおり、確
かに全体の貸金業者の数が減っている中で日賦貸
金業者が着実に増加している、これは私も事
前のヒアリングの中でそういう認識をしていると
ころでございます。

この理由というのは、私も正直申し上げま
してはつきり把握しているところではございませ
んけれども、やはり日賦業者の特例金利が一般の
貸金業者に對して非常に高いということもその一
因ではないかというふうに考えられるところでご
ざいます。

○池田幹幸君 日弁連がこういった問題にずっと
取り組んでこられたわけですから、最近、意
見書を出しておられることは御承知だと思われ
ます。それを読ませていただきますと、とにかく今
の実態を見ますと、「公務員、サラリーマン、主
婦、あるいは無職者を対象に貸し付けを行う、銀行
振り込みや持参払いをさせる、まとも払いをさせ
る」といった要件違反の営業が常態化している」と
言っているんですね。また、「信用状態の悪い者
を対象に貸し付けを行うために、長時間拘束の上、
保証人を付けることを強要し、親族への取り立
て」等々違反行為がなされておることが言われて
おります。

その原因は超高金利のうまみをねらって参入す
る業者がふえている、これはもう明確に書いてい
るんですが、「超高金利のうま味が大きいいた
めに、暴利の取得のみを目的に、貸金業者としての
企業理念もモラルもない者が多数参入して来てい
る」というふうな指摘しておられるんですね。だ
から、まさに超高金利が原因だと、うまみのみを
ねらうとんでもない業者がふえてきているという
ふうに指摘し、改善が急務だということを言っ
ているんですね、その認識は提案者も全く同
じだと思うんです。

そういった立場からしますと、その超高金利が
原因とするならば、五四・七五に下げたぐらい
では新規参入者は減らないんじゃないか。先ほど
の御答弁では、効果があることを期待している
も、なかなか期待できないんじゃないかなという
気がします。

通常の貸金業者よりも高利を享受しながら、他
方では、一〇・九・五から五四・七五まで下げられ

るわけですから、そうすると今までのもうけを取
り返そうと思えば別の形で利益を上げようとい
うに当然やってくるわけですね。そうします
と、こういった違法な行為がエスカレートするお
それがあるんじゃないか、そういうことを
許す程度の高金利が温存されたというふうには言
えんじやないかと思うんですが、その点はいかが
でしょうか。これは提案者よりも実態把握してお
る監督庁の方に伺いたいんですけれども、大丈夫
でしょうか、実際の運用に当たって。

○政務次官(村井仁君) これは、現在御審議中の
法案が施行されました後、私も十分心して運
用してまいりたいということで、その結果を見なけ
ばいけないところでございますが、私も非常に大
きき改正点だと思っておりますのは、ただいま提
案者からも御説明がございましたように、日賦貸
金業者であるという業態を明確に表示するとい
うことが非常に強く強制されているわけでござい
まして、このあたりでまず借り手の側で十分に認識
を持ち得るような環境ができるのではないかと。こ
れはひとつ期待をしておるところでございます。

一番の問題は、本来、日賦貸金業者が貸し付け
はならない相手方が借りていて、それがたまたま池田
委員御指摘のようないろんな問題の原因になって
いるわけでございまして、この点は十分に期待し
ている点でございます。

さらには、私もしましては、こういった新
しく規制されることにつきまして違反の事実がご
ざいました場合には、都道府県なり財務局なりそ
れぞれ所轄のところで十分にその情報を把握しま
してチェックをする態勢も整えてまいりたいと思
いますし、甚だしき場合は、当然のことござい
ますけれども、警察当局とも連絡を密にしてまい
りたい、そんなふうな考えておるところでござい
ます。

○池田幹幸君 日賦貸金業者に固有の違法行為と
いいますが、その最大のもの、先ほどの日弁
連の中にもありましたように、貸付対象外、こう
いった人には貸しちゃいけないよという人への

貸し付けが多いというのが一番の問題だと思ふんです。そういう点では、今御答弁にあつたように、この改正案で貸し付け条件の揭示義務を課すということ、これは確かに今までなかったわけですから、そういう点では前進だと思ふんですが、しかしそれが効果を上げるかどうか、それはひとえに運用にかかってくるんだと思ふんです。

先ほどの浅尾委員への答弁で、再生委員長はいろいろ監督強化等をこれまでも指示してきたというふうにおっしゃっていました。そうやってこられたんだらうと思ふんですが、その結果がはかばかしくないというのが現状です。それに加えて、こういう揭示ができてきたと。そうしますと、これを本当に効果あらしめるためには、監督庁がどういった形でどういった手だてをとるかということが非常に大事になってくると思ふんです。

それについて監督庁はどういうふうに考えておられますか。今までの対策に加えて、どういったことを今度の法案が成立しますとやろうと考えておられるのか、ひとつ伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今回の法案は、先ほど提案者から御説明がありましたように、特例金利を見直していくという点も大きいことでございますが、もう一つ、今、総括政務次官からも御答弁しましたように、日賦貸金業者が営業所等で自分がそういう業者である、法で定められた業務の方法はどういうものであるかということを中心と明示しなきゃならぬ、こういうことを今御議論いただいているわけでございますので、この法案が通りまして施行ということになりましたら、私たちは、日賦貸金業者に対して、こういう法規制になつておるということを中心と周知徹底させる、このことをやらなきゃならぬだろうと思ひます。

○池田幹幸君 その検査監督なんですが、今は定期検査しかやっていないわけですね。大体三年に一回というお話でした。これを厳正に検査監督する

ということになりますと、もっと回数をふやさないといかぬのじゃないか、もう少し頻繁に。今は特に頻繁にやらなければいかぬのじゃないかと考えておりますが、そういったことは検討いたしますのでしようか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今登録されている日賦業者というのが平成十一年度末で財務局登録が七十九、それから都道府県登録は二千四百十八、こういうことになっておりました。平成十一年度で見ますと、財務局登録については十二業者検査を行っている。それから、都道府県の方に關しては、正確な数字ではございませんが、おおよそ七百というところでございます。

今、定期検査以外にという御趣旨だったと思ふんですが、定期とか特別検査というようなことは特に制度上決まっているわけではありませんで、現行の私どもの手持ちの要員ということもございまして、そういうことを勘案しながら必要などころにきちつとやっていくということを奨励していかねばならないと思つております。

○池田幹幸君 最後に、高金利の話に戻りたいと思ふんですが、一般の貸金業者よりも有利な条件があるわけで、そういう条件がある限り悪質な新規参入というのはふえるおそれがあると思ふんです。

私たちはせめて出資法の上限二九・二%まで引き下げるべきだと考えているわけですが、とりあえず五四・七五%でやってみようということであるならば、やってみて、その効果が余り出ていないと判明した場合、すなわち貸金業者全体の数が減つていゝ中で日賦貸金業者だけがふえていゝという今の状態、こういった状態が続いていゝということが判明した場合は、直ちに法律の見直し、法律の効果が出る水準まで上限金利を引き下げるといった法改正を行うべきだと思ふんです。そういう点で大蔵大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(谷澤喜一君) この点は衆議院におかれまして各党慎重に御討議の結果こういう結論に

達せられたと承知をいたしておりますので、この法律を政府として運営していきます中で、ただいまの池田委員のような意見に傾きました場合には、恐らくこの立案をされました衆議院の大蔵委員会にそういう政府の所見を申し上げる、その上でまた御検討いただくということあたりが比較的好いやり方ではないかと考えますが、それはまた法を施行いたしましてからのことでございます。

○池田幹幸君 終わります。

○三重野栄子君 社民党の三重野栄子でございます。日賦貸金業者に關連をいたしまして質問いたします。

まず、本年三月十四日の本委員会におきまして私が日賦貸金業者に關する政府の対応を伺いましたところ、谷垣再生委員長から、貸金業規制法に基づいて都道府県や財務局に五項目の指示を出されたという御答弁を伺いました。

この五項目の指示をされてからもう二カ月もたつわけでございますけれども、まず監督態勢の強化、二、情報把握の徹底、三、苦情の申し出に対する的確な取り扱い、四、警察当局への情報提供、五、協議会の設置など財務局、都道府県、警察当局の連携強化等、それぞれの指示に対する実際の対応はどのように行われているのか、把握されておりましたら御答弁をお願いします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、三重野委員がおっしゃいましたように、三月の初めだったと思ひますが、御指摘の五件の点につきまして、各都道府県、財務局に対しまして、金融監督庁の方から、貸金業規制法等に基づいた適切な対応を五点を踏まえてやっていただきたいという指示をしたところでございます。

これを受けまして、各財務局におきましては、日賦貸金業の担当者を新たに決めるといったような監督態勢を強化しまして、貸金業者において出資法とか貸金業規制法の行為規制違反の疑いのある場合には説明や報告を求めるといったことをやりまして、事実關係をいろいろ調査いたしております。

それから、出資法違反等の刑事上の問題があるというふうな判断した場合には、警察当局に情報提供も随時行つてきたというところでございします。それと、ことしの四月から地方分権推進法が施行されまして、都道府県の貸金業に係る事務は自治事務に移行したわけですが、都道府県においても今私が申し上げましたと同様の対応がとられているというふう聞いております。

各財務局と都道府県、それから都道府県の警察当局、この三者から成る連絡会議を全国各地で開催いたしました。こういう会議を通じてこの三者間の一層の連携の強化に努めているわけでありまして、引き続き財務局、都道府県において貸金業規制法に基づいて適切な対応を図れるように努力をしていかなければならないと思つております。

○三重野栄子君 大変積極的にお進めいただいておりますが、そういう結果といましようか数字といましようか、そういう文書というのはいただけるんでしようか。

○政府参考人(乾文男君) 今、大臣から御答弁申し上げましたように、いろいろなことを行つておりますけれども、例えば都道府県及び警察当局、それから財務局から成ります連絡会議につきましては、各県ごとのあるいはそのブロック単位ごとの区分はありますけれども、すべての県においてそういう対応を行ったところでございます。

○三重野栄子君 文書をいただきたいたのでございしますが、直にはないようでございますから、それではまた日時を改めてお願いしたいと思ひます。

同じ十四日の質疑でございますが、都道府県が貸金業者を所管しているので金融監督庁としてはなぜ日賦貸金業者がふえているのか知る手段がないというふうにお答えでございましたけれども、昨年の法改正による上限金利の引き下げが、先ほどもお話が出ましたが、この六月に施行されることから、一般の貸金業者が高金利を認められている日賦貸金業者に参入するという報道もあるわけ

でございます。

このような理由で参入するということは、本来、従業員五人以下の零細企業に限って融資すること、また返済期間百日以上のうち七割以上は融資先に直接出向いて集金することの二つの要件が守られていない法令違反が相当多いのではないかと推察されるわけでございます。

商工ローンの問題につきましても、近畿財務局は既に平成七年に検査を行って法令違反があったことを把握していましたが、その後の甘い指導で被害が拡大したとも言われておるところでございます。日掛け金融が盛んな九州地区、特に私が住んでおります福岡県も大変多いわけでございますけれども、自己破産率が高く、県の消費者セクターが行った多重債務相談の多くが日掛け金融となっております。

そこで、再生委員長の指示のうちの苦情の申し出に対する的確な取り扱いといたしまして、これらの法令違反について、債務者からの申し出が多い日賦貸金業者につきましては、貸金業規制法に基づき財務局による調査を行い、厳格な業務改善指導を行うべきであると思うわけでございますけれども、それらにつきまして、谷垣再生委員長、さらに大蔵大臣にも御所見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○政務次官(村井仁君) ただいま御指摘のように、貸金業者に対する苦情等の申し出に對しましては、従来より各都道府県、財務局におきまして、私どもの事務ガイドラインに従ってできるだけ適切な処理に努めているところでございますが、とりわけ日賦業者につきましては、私も、三月上旬に各都道府県、財務局に對しましてたまたま再生委員長から申し上げましたような指示もしたところでございます。

各財務局では、日賦貸金業者のみならず貸金業者全体に對します苦情の申し出があった場合には、事情をよく聴取いたしまして、法に基づく権限の範囲内において申し出人に必要な助言を行いましたり、それから必要がある場合には申し出人

の了解を得た上で当該貸金業者に對しましてその内容の確認をいたしたり、そのようなことをいたしております。それから、民事上、刑事上の問題につきまして財務局において解決が困難な事案につきましては、その内容に応じまして、貸金業協会でございますと弁護士会、あるいは警察に連絡し、協力を求めるなどいたしております。

それからまた、四月の地方分権推進法の施行に伴いまして都道府県の貸金業に係る事務が自治事務に移行したということでございますけれども、都道府県におかれましては同様の対応をいただいていると私も承知しているところでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま総括政務次官の言われましたようなことにつきましては、財務局の諸君にも十分注意をしてやるようにいたしたいと思っております。

○三重野栄子君 それでは、提案者の方に、時間がございますので簡単に一点だけ伺いたいと思っております。

裁判では、百分の六十四の日数しか集金していただかなかった業者に對しまして金利の特例が認められず、利息制限法の二〇%の金利に引き下げられた判決がございまして、今回の改正で集金日数を七割から五割に引き下げることによつてこの六十四日のケースに特例金利が適用されるというのは大変不当な結果だというふうに思うわけでございます。今後見直しの必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 今回、日賦業者の要件のうち、みずから取り立てる期間が返済期間の百分の七十以上の日数というのを百分の五十以上に改めたところでございますけれども、これは百分の七十で設定をいたしましたときが週休二日制が定着していない時代でございまして、その後の取引先の営業の実態等を踏まえまして、今回、百分の五十というところに改めさせていただいたところでございます。今回こういう形で見直しをさせていただいたわけでございます。

○三重野栄子君 終わります。

○委員長(平田健二君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(平田健二君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、寺崎君から発言を求められておりますので、これを許します。寺崎昭久君。

○寺崎昭久君 私は、ただいま可決されました出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党・改革クラブ及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案) 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 日賦貸金業者に係る出資法の特例措置については、出資法本則の貸金業者の上限金利に関する検討状況を踏まえつつ、資金需給の動向等を総合的に勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

一 日賦貸金業者に對し、引き続き、出資法の規定を厳守するよう指導・監督するとともに、都道府県に對しその趣旨を要請すること。また、暴力的取り立てなどの悪質な行為

は、厳重に取り締まること。

右決議する。以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) ただいま寺崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(平田健二君) 全会一致と認めます。よつて、寺崎君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨を踏まえ配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(平田健二君) なお、審査報告書の作成につきましまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時四分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業

の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第一条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「百九・五パーセント」を「五十四・七五パーセント」に、「百九・八パーセント」を「五十四・九パーセント」に、「〇・三パーセント」を「〇・一五パーセント」に改める。
附則第九項第三号中「百分の七十」を「百分の五十」に改める。

附則第十一項中「第三十六條第四号」を「第三十六條第九号」に改める。

第二条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを(貸付条件等の揭示)に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次の一号を加える。

四 日賦貸金業者(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)附則第九項に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。)である場合にあつては、その旨、同項に規定する業務の方法(同項第一号の総理府令の内容を含む。)及び日賦貸金業者は同項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営むことができない旨第十五条中「貸付けの利率その他総理府令で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に

次の各号を加える。

一 貸付けの利率
二 日賦貸金業者である場合にあつては、前条第四号に掲げる事項
三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項
第十七条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第四号に掲げる事項
第十七条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。
六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第四号に掲げる事項

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九項に規定する日賦貸金業者が業として行った金銭の貸付けについては、同法附則第八項から第十一項までの規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「新貸金業規制法」という。)第十七条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に締結する貸付けに係る契約について適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約については、なお従前の例による。

2 新貸金業規制法第十七条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、施行日以後に締結する保

証契約について適用し、施行日前に締結した保証契約については、なお従前の例による。

3 新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定は、施行日以後に締結する貸付けに係る契約で保証契約に係るものについて適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約で保証契約に係るものについては、なお従前の例による。

4 新貸金業規制法第四十三条の規定は、施行日以後に締結する貸付けに係る契約に基づく支払及び施行日以後に締結する保証契約に基づく支払について適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約に基づく支払及び施行日前に締結した保証契約に基づく支払については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、施行日前に締結した保証契約であつて第三項の規定により新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定の適用があるものに基づく支払については、第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下この項において「旧貸金業規制法」という。)第十七条第二項から第四項までの規定により同条第二項から第四項までに規定するすべての書面を交付し、かつ、新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定により同項に規定するすべての書面(同項後段の規定に係るものに限る。)を交付している場合に限り、旧貸金業規制法第四十三条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項から第三項までの規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。